

巷

の

呪



このむ

ひはん お氣の毒だご言ふだけの事だ、遭難場所は酒匂

川崎男自動車で即死

てきごと 男爵川崎寛名ご言ふ人、自家用自動車を運轉

して箱根から東京へ歸る道すがら小田原で藝妓を呼んで遊

興し、藝妓を自動車に乗せて東海道中酒匂橋を渡る際運轉

を誤つて、高さ十數尺の崖から田の中へ真逆様に墜落し、男

爵は頭部をハンドルに打つけて即死し、藝者二人は重傷男

爵母堂は心痛のあまり卒倒。(八月十二日東京の諸新聞掲載)

併し日本武尊が龍神へ祈誓される爲に川に神酒を灌がれて

から酒の匂がするので酒匂川と言ふ位だから川崎男も龍神の祟で酒の爲に命をなくしたのだま、言ふやうな間違つた傳説やら駄洒落で此問題を片附け度ない。夫れは本人の死に對しても相濟まない譯だ。

自分の自動車は自分が運轉すること言つた調子の米國邊りなら、自動車を運轉することは餘り自慢にもならないが、運轉手免狀を貰ふのに七八カ敷試験を経なければならぬ我國で、相當社會に地位のある人が自ら自動車を運轉することは時に自慢だろうし、其の自慢は亦藝者のやうな社會から歓迎さるゝものだ、此小さな誇の爲に自らを亡ぼし人を殺傷する程馬鹿な所作は無い、鐵道踏切に於ける交通事故で常に藝者を乗せた自動車の失敗が多きを占むるもの詰らない誇の爲だ。

酒に酔つて高速度の自動車を運轉することは、各地方廳で禁止してゐる所であらうし假令其の禁止が無いにしても交通道德の上から許すことが出來ない、成る程自分が自分の生命を捨てむとする者を強て此世に在らしむる必要はな

い、勝手に死なすべしであつて、現行刑法に規定してゐる自殺鬪争罪でも此意味で相當緩和する必要がある位に考へられる、併し自分が自分を殺傷することは人の自由であるにしても、其の自由の爲に他人を殺傷してはならぬ、此意法が排斥するのであつて、交通道德も亦之を許さない所以だ。

こう言へば川崎男の死に對して聊か氣の毒な感がある、併し之を忍て特に言ふ所以のものは、世に此種の人が散くない、朝から晩まで働き通しても七錢均一の電車に乗れない連中が世の中の大部分を構成してゐるさき、自家用自動車を持つて面白半分に飛び廻ることは現代制度の下では已むを得ないこしても、道路を交通する公衆に迷惑にならぬやうに心懸ければならぬ、夫等の人々が川崎男の死に鑑みて反省自制するやうになれば、川崎男の死、必ずしも大死で是無からう。

銀プラ黨の福音

さてさて、復興計畫の仕事で、品川から上野へ大幹線道路が出來たので、新橋や銀座通りに敷かれてゐる電車を其の大幹線道路に移し、電車跡を花壇式植樹帶とし都市中心の遊歩道として銀プラ黨を喜ばすことに爲つた。(八月某日 東京日日新聞掲載)

ひはん 建て詰つた町家に日中起臥勞働する人々が、一日の勞苦を慰むる爲に一定の場所を漫歩するは已むを得ない人情だ、其の用に供せられたのが帝都の銀座通り、震災前にも隨分賑かかつたものだ、復興してからは西洋化する感がないでも無いが、夫れども銀座と言ふこ一種の魅力と親しみを直感する。銀座情調と言ふものが出来上つて此處を散歩することを「銀プラ」と言ふやうに爲つた。その交通は實際肩摩の状態だ、東京を中心として流行するスタイルも此處が發源地なら新規の犯罪も此處で手始められ西洋式の淫賣もある、此處をプラつかなければ都會生活が出来

ない、生活上已むを得ない審とでも言へやう。

此已むを得ない歡樂の巷を、無風流にも汚い電車が疾驅する、一圓タクシードが動きながら客を呼んでゐる、漫歩の地も是等の交通が繁激なので通行者の心臓を寒からしめてゐる、此危険を無くして自由漫歩の街路とするのが復興事業だ。言はば銀プラ黨の爲にする復興事業だ。

夫れは觀方に依つては結構なことに違ひない、明日働かなければならぬ原動力を養成する爲に一夜の漫歩に耽る、夫れも可い、併しながら夫れを復興事業として執行するのが可いか悪いかは別問題だ、復興事業に投する金は限られてゐる、幅の大きな道を拵へても近代式鋪装を施さないばかりか砂利も敷かない、言はば半製品の道路で捨て、置きながら、銀プラ黨の爲に花壇式植樹帶を拵へるなんて餘程考へものだ、半製品の道路で汗を拭き拭き車を輓く有様や自動車が立海灘式の運轉をやつてゐるのを救濟するのが復興事業の最終的目的では無からうか、之を實現するのが可いか、遊び半分に銀プラをやつてゐる者を喜ばすのが可い

かは、永く考へ込まなくつても直く別識が出来るることで、之を策したのは愚の骨頂だ。

交通緩和の爲なら金の無い市電を強て新道に移す必要はない、自動車の交通を新道の方へ振り向ければ夫れで十分だ。囁集性を捨てるこそ出来ない人間は、新道が出来たら新道へ新道へと行くにきまつてゐる。假令人爲的に新道の夜店を禁止しても舊道との対照で解禁せなければならぬ事に至るのは明かだ、路政當局が交通の現状に墮するのは困ったことで交通を指導して行くのが必要だ。否な義務だ。

日本電力の神戸乗入問題

できごと

日本電力會社が、神戸市内に送電する許可を得たので、送電用柱の爲に神戸市内道路の占用を市長に出願したが市長は何故か夫れを處分しない、その裏面には市と宇治川水力電氣が送電に關する報償契約を締結している勢に依るので、日本電力は道路占用の許可裁定を内務大臣に申請したそつだ。(八月某日神戸新聞掲載)

ひはん　巷の噂としては少々堅た過ぎる問題だ、が併し東京や其の附近ばかりの事件を批評するのが蒼闌子の能ではないから少し評して見たい、詰り神戸市長は官廳のよくやる手で日電の出願を握り潰したのだ、これが道路法では道路の占用が法令に依り土地を収用又は使用することを得る公衆の利益となるべき事業に係るものなる場合に於て、管理者が正當の事由なくして其の許可若は承認を拒み又は不相當なる占用料を定めたるときは、主務大臣は事業者の申請に依り占用を許可若は承認し又は占用料を定むることを得、此規定してゐて日電が内務大臣の裁定を求むる前提として道路管理者たる神戸市長の占用許可を拒むだ處分がなければならぬ、之は道路法の文字解釋上當然の歸詰である、が併し一歩進むて何が故に此規定を設けたのであるかを説明せなければ法の解釋上十分でない、此規定を設けたのは公共の利益となるやうな所謂公益事業の遂行を道路管理者の判断だけに依つて阻止することは、公衆の共同生活上不利益であると見たから夫れを救濟することを念とした

のである、であるから理由なく日電の出願を握るこゝは道路法の精神に反するものと言はねばならぬ、従つて出願を故なく握ることは道路占用の不許可處分があつたもの、所謂消極的處分があつたものと解釋して主務大臣が裁定するのが合理的のやうにも見える、併しながら是迄の行政慣習は文字解釋に依つて取扱はれてゐた、望月内相ではないが他省に比較して智者の集つてゐる内務省のお役人が、矢張り舊時の文字解釋に支配さるゝか、夫れども新法學の解釋に従ふか、之をさう裁くかは斯界の見物であろう。

併し神戸市が市民の利益の爲に宇治電と締結した報償契約で日電の送電を阻止する義務があるにしても、夫れを唯一の理由として道路管理者としてする處分に其のことを反映せしむるのは法理上許されないこゝだけは明かだ。

一體此様な問題は何故に起るかと言ふこゝも考へなければならぬ、市民日常生活に重大な利害關係のある事件に就て、全然其の公共團體の意見を斟酌せずに、一營利會社に送電事業を許可したのが根本の誤では無からうか、市内に

電車を敷設するこゝには其の市の議會の意見を聞き、私設會社に瓦斯事業の經營を免許するこゝにも矢張り同じやうに意見を聽くこゝは、軌道法やら瓦斯事業法の規定してゐる所であるのに、送電の場合やら地方鐵道敷設の場合に限つて、直接利害關係を持つ公共團體の意見を考慮しないのは、制度の一大缺陷と言つて可い、許可若は免許の權限を持つてゐる官廳が眞に自治制の精神に自覺があつたならば假令電氣事業法や地方鐵道法に規定が無いにしても公共團體の意見を徵して處分するのが當然である、此事件でも送電許可の場合に遞信大臣が神戸市の意見を聞いてゐたならば、日電は其の意見に聽いて事業を計畫しただらうし、市も亦相當考へたであらう、送電事業途中の今頃になつて起る問題では無い。

政府要路の者が、口を開けば常に地方自治の擴張が必要であることを吹聴し、地方自治の當局も夫れを要求して已まないにも不拘、こゝの實際は自治不尊重の事例が多い、是では何年経つても我國自治が發展しない所以であらう。